

1. 件名：日本原子力発電(株)との東海第二発電所の新規制基準適合性確認のための使用前検査に関する面談

2. 日時：令和2年2月7日 14時00分～14時25分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、中田上席原子力専門検査官、

嶋崎管理官補佐

日本原子力発電（株）

山口発電管理室長（執行役員）、発電管理室課長

5. 要旨

○日本原子力発電（株）から、東海第二発電所の新規制基準適合性確認のための使用前検査申請を準備しており、使用前検査申請書の記載に関して面談したい旨の申し出があったことから面談を行った。

○日本原子力発電(株)からは、以下の発言があった。

- ・東海第二発電所において、新規制基準適合に係る安全性向上対策工事を進めており、工事の進捗及び工程検討を踏まえ、工事終了時期を2021年3月から2022年12月に変更する旨の原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を令和2年1月28日に行った。

- ・現在、使用前検査申請書の提出に向け、現時点で計画している工事の工程をもとに「検査を受けようとする工事の期日」について関係箇所と調整を行っているが、期日が確定しない場合、「未定」として提出して問題ないか。

○原子力規制庁は、以下のとおり回答した。

- ・「申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定時期」や「検査を受けようとする工事の期日」は、工事計画変更届出の工事終了時期（2022年12月）と矛盾しないものである必要がある。

- ・申請書の記載事項は、検査を計画し実施するために必要なもの。「検査を受けようとする工事の期日」の詳細が申請時点で特定できない場合であっても、その概ねの時期又は期間を記載するのが原則。

- ・日本原子力発電(株)として、「検査を受けようとする工事の期日」が申請時点で特定できないことを申請書上明示したいのであれば、概ねの時期又

は期間を記載した上で、欄外等に注意書きするなどの工夫をすることはあるのではないか。

○日本原子力発電(株)からは、本日確認した内容を踏まえ、使用前検査申請書の準備を進める旨の説明があった。

6. その他

資料

- ・ 東海第二発電所発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出

<https://www.nsr.go.jp/data/000299344.pdf>